

文例（財産の漏れに注意）

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 土地

所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 150平方メートル

2 建物

所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

3 本遺言第1条および2条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

せっかく遺言を作成したとしても、財産の記載漏れがある場合は、その財産については遺産分割協議が必要となります。遺言を作成する前に財産リストを正確に作成して、財産に漏れがないようにする必要がありますが、遺言者自身が把握していない財産がないとも限りませんので、記載漏れは仕方がない場合もあります。財産の記載漏れに備えて、条項の最後に「上記記載以外の財産は、〇〇に相続させる」というような文言をいれておけば、万が一財産の漏れがあったとしてもカバーすることができます。